

[事案 2019-200] 入院給付金支払等請求

・令和2年5月28日 裁定終了

<事案の概要>

告知時の募集人の説明不足等を理由に、入院・手術給付金の支払等を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主な主張>

食道裂孔ヘルニア・難治性逆流性食道炎を原因として入院し、手術を受けたので、平成28年12月に契約した介護年金保険にもとづき、給付金を請求したところ、責任開始期前に発症していたとして給付金が支払われず、告知義務違反があったとして、総合医療特約が解除された。その後、給付金の不支払いを了解する代わりに、本来告知義務違反で消滅する特約を有効にする旨の了解書が保険会社から郵送されてきたので、提出した。

しかし、以下等の理由により、了解書を無効とし、入院・手術給付金を支払い、他社へ切り替えた損失を補償してほしい。

- (1)本契約を申し込む以前から、10年前に逆流性食道炎になっていたこと、それが完治したあとも医師にすすめられてタケプロンを服用していたことを募集人に伝えている。募集人の説明不足のため誤った告知がされた。
- (2)入院保険はすでに他社に切り替えた。
- (3)保険会社は、告知義務違反で消滅する特約を有効にし、代わりに本入院・手術給付金が支払われないことを了解する了解書を郵送してきたが、面談しての説明を受けておらず、説明不足により了解書は無効である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1)募集人は、逆流性食道炎になったが完治し市販の胃薬を飲んでいることを聞いたが、通院し医師から投薬を受けている話は聞いていない。
- (2)募集人は、告知に際し、ありのままを告知していただく必要があること、募集人に話しても告知にならないことは適切に説明している。
- (3)了解書の取り付けにあたっては、複数回に亘り説明文書を送付しているし、申立人の要望に応じて、資料の提出、保険料引去り停止措置も行っており、口頭での説明も行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人、募集人および支社担当者の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知時の募集人の説明不足は認められず、了解書の無効は認められず、また、他社へ切り替えた際の損失の補償は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。